

氏 名	とみ や いたる 富 谷 至
学位(専攻分野)	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	論 文 博 第 320 号
学位授与の日付	平 成 9 年 3 月 24 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当
学 位 論 文 題 目	秦漢刑罰制度考証

論文調査委員 (主 査) 教 授 永 田 英 正 教 授 礪 波 護 教 授 鎌 田 元 一

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は中国古代、主として統一秦から漢代にかけての刑罰制度を取り上げ、刑罰の内容や種類及びその変遷の過程を考察したもので、全体は4篇で構成される。

まず「はじめに」において、中国古代の刑罰制度に関する従来の研究史を整理すると共に、史料の不足から殆ど行き詰まりを呈している研究の現状を打破するために、近年新しく発見された各種出土資料を用いて秦漢刑罰制度を研究する目的を述べる。

第Ⅰ篇「統一秦の刑罰」は、1975年出土の雲夢睡虎地秦墓竹簡、所謂睡虎地秦簡を主たる材料として秦の刑罰体系を考察する。論者によれば、秦の刑罰は死刑、肉刑、労役刑、財産刑の4つに大別されるが、これらの刑罰は死刑の下に軽重立てられて排列されていたわけではなく、各刑罰はそれぞれ独自の性格や来歴をもって独立しながら、根底においては相互に関連性を有していた。その紐帯を担ったのが労役刑であったとする。すなわち肉刑はそれが単独では施行されず、また贖刑や質刑と言った財産刑は労役刑に読みかえて執行されたことから明らかなように、秦代の刑罰制度は労役刑を基礎に構成されていた。この点に秦代刑罰制度の大きな特徴があるとする。

第Ⅱ篇「漢代刑罰制度考証」は、秦に続く漢代の刑罰制度を取り上げる。漢王朝は、その創設期においては秦の刑罰制度をそのまま継承することで出発した。しかし厳刑主義をとる法治国家秦の打倒を大義名分とした以上、秦の刑罰制度をいつまでも採用するわけにはいかず、独自の刑罰体系の確立に迫られた。かくして実施されたのが文帝13年(前167)の刑罰制度の改革であったとする。論者は、文帝の改革を記した『漢書』刑法志の条文の分析から、この改革はひとり肉刑を廃止したことにとどまらず、刑罰体系そのものを根底から改変した中国法制史上でも画期的な改革であったと主張する。まずその第1点としては、秦では伏流として各種刑罰の基底に位置していた労役刑を主軸に刑罰がタテ系列に一本化され、その序列をつけるために中国刑罰史上始めて刑期の概念が導入されたことを指摘する。第2点としては、上記の労役刑を中心とする刑罰の序列化に伴い秦に存在した財産刑は姿を消し、代って秦とは性格を異にする罰金刑と贖刑が登場する。すなわち秦の財産刑であった贖刑と質刑は成文法に規定のある法定正刑であったの

にたいして、漢の罰金刑は皇帝の恩賜に逆った返償であり、また漢の贖刑は法定正刑ではなく皇帝専管の超法規的措置であったとする。第3点としては、文帝の刑罰制度改革により、刑罰の理念が喪失されたことと刑罰が功利目的で運用されたことである。すなわち秦における労役刑の名称は先秦の文献には見えず、秦律と共に新しくつくられた刑罰名称で、それは中央集権体制を維持していくための必要な労役であった。秦はそのような利便的な刑罰と刑罰自体の有する従来からの刑とを組み合わせで体系づけを行ったのにたいして、労役刑を中心にすえた文帝の改革は功利を目的とした刑罰の一元化と見なし得るとし、以後の中国刑罰制度を特徴づけていく第一歩だと見る。以上の変化は、文帝13年の刑罰改革が直接の引き金となったものであるが、論者によれば、それらはいずれも秦律が内包していた性格から必然的に惹起された結果であったと説く。

第Ⅲ篇「連坐性の諸問題」は、秦及び漢の連坐制、縁坐制を取り上げる。ここではまず従来全く不明であった秦における連坐制、縁坐制の制度的実態、つまり対象となる主犯の刑と連坐制の関係、適用の範囲などを新出の簡牘資料を用いて解明し、次いでその制度が漢ではどのように受け継がれたのかと言う変遷をたどる。その結果、古代的刑罰と見なされる連坐制が、秦律において極めて整備された法体系を有していたこと、また秦の縁坐刑のうち流刑と没官刑は漢では廃止され、族刑だけが残ったことを説く。更に縁坐の適用範囲について、同一戸籍に記載されている家族が対象となるという秦での範囲が漢代でも一応は踏襲されるが、やがてそれが服喪の範囲へと移っていくことを展望する。すなわち、その背後に儒教的礼制の存在を推測し、刑と礼との問題の糸口をつかもうとする意図を示す。

第Ⅳ篇「秦漢二十等爵制と刑罰の減免は、有爵者の削爵による刑罰減免の特典が与えられるという規定を取り上げる。論者によれば、本規定は秦においては実効性を有していたが、但し減免の対象となる刑罰は「刑罪」「死罪」等肉刑の適用を受けた者に限定されていた。しかし文帝13年の肉刑廃止により、もはや従来の規定は成り立たず、改変を迫られたことを指摘する。そしてこのことから秦律では刑は肉刑を示す狭義の法律用語であり、「刑は大夫に上さず」という規定も有爵者の肉刑回避の法的措置であった。ところが肉刑廃止以後になると、刑は刑罰乃至は処罰と言う広義で用いられるようになり、形而下の刑罰用語から、徳や礼の概念と対応する形而上の抽象語に昇華し、「刑は大夫に上さず」の規定も礼の理念へと移って秦では認められなかった礼制と法制の相互補完的關係が認められるとする。従って文帝13年の刑罰制度改革は、ここでも大きな影響を及ぼしたことになり、その結果として礼と刑の二元世界が明確化し、やがて礼制が法制に影響を与えることになるだろうという展望を述べて、結びとしている。

論文審査の結果の要旨

中国秦漢時代の刑罰に関する研究は、従来より中国、日本、欧米等において多くの研究者の関心を集めた分野の1つであった。日本においては特に仁井田陞、浜口重国らの業績が知られている。これらの研究に共通して認められる研究方法は、秦の制度を受け継いだのが漢の制度であったとして秦漢を1つの時代として捉え、秦の刑罰を考えるに当たっては漢から遡っていくのが一般であった。それは利用し得る史料の殆どが漢の史料であり、しかもそれらの史料には一様に漢は秦の制度を踏襲したと記されているために、そこから秦の刑罰を類推せざるを得なかったからである。このような史料的制約の中で行われてきた従来

の秦漢刑罰制度の研究は、研究の困難さにもかかわらず、ほぼ到達すべき最高の水準に達していたと言っても決して過言ではない。

ところで近年、中国の考古発掘によって秦漢時代の簡牘をはじめとする各種資料が陸続と発見されるに及んで、中国古代史の分野によっては研究は一新すると共に、再構築を迫られるに至った。秦漢刑罰制度の研究もその1つで、中でも1975年に湖北省雲夢睡虎地で発見された所謂睡虎地秦簡約1000枚は大部分が秦律で占められていたところから、俄に学界の注目するところとなった。本論文は、この睡虎地秦簡をはじめとする簡牘資料を主たる材料として秦漢刑罰制度を解明せんとするものであるが、材料はひとり簡牘資料のみにとどまらず各地の刑徒墓から発見された墓誌銘にも相当する刑徒磚や更には刑具をも考証の有効な材料として活用し、文献に加えて考古文物による秦漢刑罰制度史の確立を目ざした本邦初の本格的な研究として位置づけることができる。本論文の特長は実にこの点にある。

本論文において論者は、先行研究とは異なる新しい事実を明らかにし、多くの独自の見解を呈示している。その1つには従来殆ど知ることのできなかった秦の刑罰体系を具体的に明らかにしたことであり、そこから秦と漢との刑罰体系の相違を明確に浮かび上がらせたことである。殊に秦の刑罰体系が整然とした有機的連関性を有していて、決して不合理な嚴罰主義や恐怖政治を行っていた訳ではなく、法の整備という点では他の世界と比較しても高い先進性をもっていたことを見事に描き出している。これは本論文の優れて大きな功績である。

また秦の労役刑は不定期刑であったとする。これも本論文で論者が明快に指摘した独自の見解である。論者はこのことを踏まえて漢の刑罰体系の考証を進めていくが、とりわけ文帝13年（前167）の刑罰の改革が、ただ単に肉刑を廃止したと言うことのみにとどまらず、刑罰の体系そのものを根底から改変した画期的な変革であったと見る。すなわち肉刑の廃止により秦では伏流として各種刑罰の基底に位置していた労役刑が表面に現れ、この労役刑を主軸にして刑罰がタテ系列に一本化され、かつそこに序列をつけるために予め定められた刑期という概念が中国刑罰史上始めて導入されたこと等を主たる根拠として中国法制史上の一大分期と見るのである。これは中国法制史の時代区分とも言える大胆な試みであるが、精緻な考証に裏付けられて十分な説得力をもっている。

更に本論文では、労役刑のみならず罰金刑や贖刑についても秦と漢のそれぞれについて考証を加え、かつその制度的変遷を跡づけている。罰金刑や贖刑は従来は殆ど問題とされず、これを正面から取り上げたのは本論文が初めてである。しかも秦と漢の罰金刑と贖刑の変遷、具体的には秦では法定刑であった罰金刑や贖刑の量定と執行が漢では皇帝の専管事項となり、皇帝の超法規的な特権となったことから秦漢兩帝国の皇帝支配のあり方に迫ったことは、これまた論者の独創的な見解として注目に価するものである。

本論文は、以上の如く新説を随所に披瀝し、秦漢刑罰制度史にとどまらず体系的な中国古代法制史の確立を目ざした極めて意欲的な研究であるが、問題がないわけではない。例えばその1つは、刑罰と身分の関係である。労役刑徒は社会的、法制的身分においてどのように位置づけられるのか。それは特に問題の多い「隸臣妾」の解釈に典型的に表わされているが、本論文はこの点について曖昧さを残している。2つには秦の刑罰制度が極めて完成度が高いものであったことは、確かに本論文が明らかにしたところであるが、ではその秦の刑罰制度は一体どのような背景から出現したのか、その由来は何なのか。また秦以外の

戦国諸国の法や刑罰とはどのような関係にあったのか、と言った問題は考察の外にしている等である。しかしこれらの問題は、論者自らが指摘している礼制と刑制との問題も含めて全て今後の課題であり、新出資料を縦横に駆使して、本論文が達成した高度にしてかつ他に類を見ない成果をいささかも損うものではない。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、1997年12月25日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事がらについて口頭試問した結果、合格と認めた。